

火災予防行政のあり方に関する総合的な検討

H22.4
消防庁予防課

1 検討の方向性

- 火災被害の中心:かつてはデパート、ホテル等の大規模事業所
近年は雑居ビル等の小規模事業所・福祉施設、一般住宅
→ 火災予防行政の枠組もこれに対応して洗い直し、実効性を向上
- 現行の規制は、建物の用途・規模に着目しつつ、ハード面(設備の設置:消火器、スプリンクラー等の品目ごと)、ソフト面(防火体制の整備等)について、それぞれ要件を定め、並列的に義務付け。
さらに、過去の大火災ごとに新たな制度を積み重ね、複雑化。
→ 施設ごとに求められる防火性能を軸に規制体系を再構築し、簡明化

2 想定される検討課題

【火災予防の実効性向上】

- 火災予防に係る国民の責務
- 火災危険性評価の導入
- 消防法令の順守・違反状況に関する公表制度の整備
- 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化
(建物全体+テナント単位)

【火災予防に係る規制の合理化】

- 規制体系(用途・規模の区分等)の再編・簡明化
※ 特に、最小規模の事業所、
巨大・高層の再開発物件 に関し、要検証
- 「規格による規制」から「防火性能を満たす多様な手法の容認」へ
- 消防用機器等に関する公的認証制度のあり方

3 検討体制

「予防行政のあり方に関する検討会」
(委員長:平野敏右千葉科学大学学長)
に部会を設けて検討

※ 第1回「基本問題に関する検討部会」を
4/8に開催

4 検討スケジュール

本年4月から検討作業を開始

↓
年内に基本的方向をとりまとめ

↓
平成23年の通常国会での法律改正
を想定

主な建物火災の状況 [昭和40年代以降]

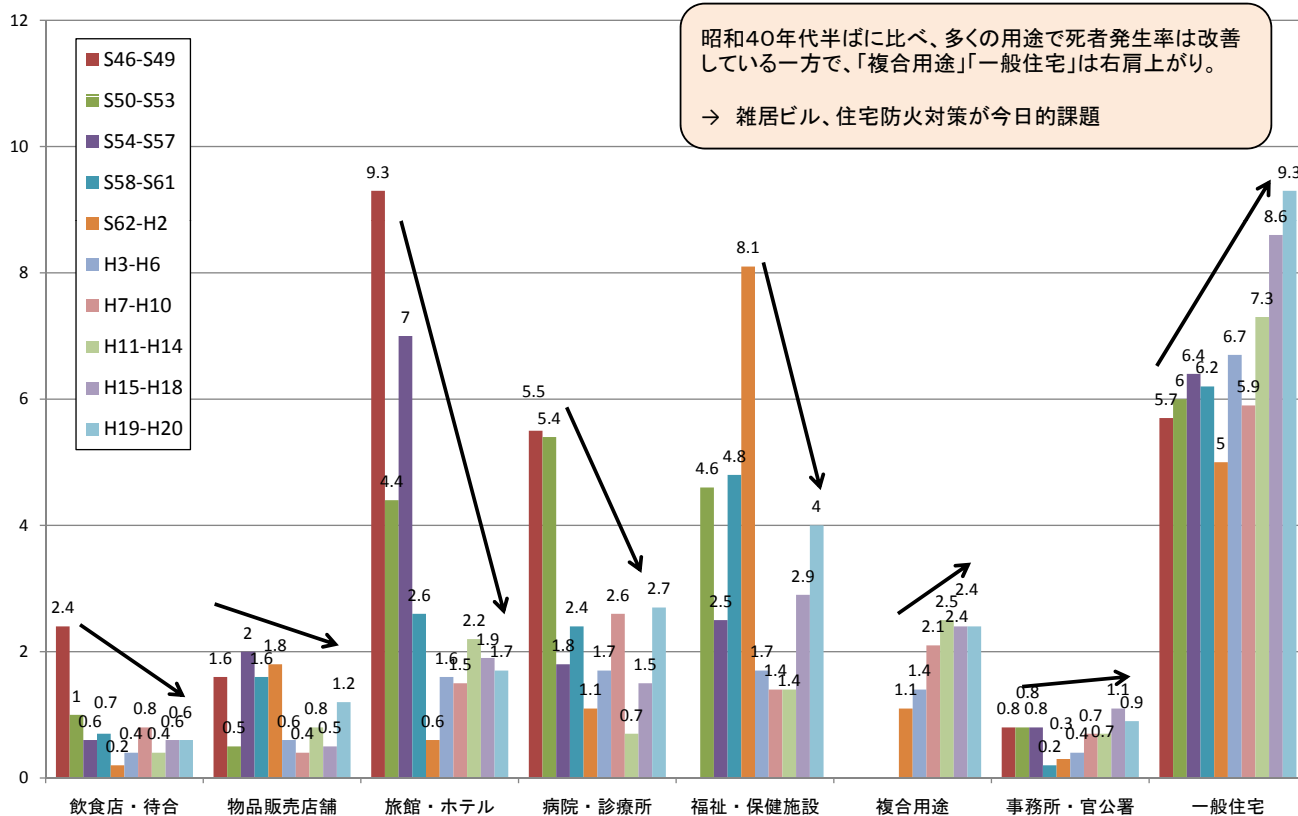
	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社福施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社福施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社福施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社福施設	

○昭和40年代～昭和末期には、ホテル、百貨店等で多数の犠牲者を伴う火災が発生。

○最近では、比較的小規模な施設・事業所(特に雑居ビル内)における火災の人的被害が顕著。

建物火災の状況

用途別火災100件当たり死者数の推移(消防白書より)



「基本問題に関する検討部会」構成員

	氏名	所属・職名 (専門分野)
学識経験者	◎菅原 進一	東京理科大学 総合研究機構 火災科学研究センター教授 (建築防火)
	小林 恭一	東京理科大学 総合研究機構 火災科学研究センター教授 (建築防火)
	矢代 嘉郎	清水建設(株) 常務執行役員 技術研究所長 (建築防火)
	野村 歓	国際医療福祉大学大学院教授 (建築・福祉)
	木下 健治	弁護士 (法律実務)
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (行政学)
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授 (行政法)
事業所等	金子 衛	社団法人日本ビルディング協会連合会事務局次長
	青柳 善則	社団法人日本損害保険協会業務企画部地震・火災・新種グループ担当課長
	河村 真紀子	主婦連合会事務局次長
消防機関	岡田 和史	千葉市消防局予防部参事・予防課長
	阿部 勝男	東京消防庁予防部参事・予防課長
	二宗 伸介	大阪市消防局予防部予防担当課長
オブザーバー	高木 直人	国土交通省住宅局建築指導課

◎・・・部会長

兵庫県宝塚市カラオケボックス火災の概要

1 火災の概要

平成19年1月20日(土)に宝塚市内にあるカラオケボックス「ビート」の1階厨房付近から出火し、当該建物2階に取り残された男性4人と女性3人、自力避難した1人の計8人の死傷者を出す火災が発生したものの。

2 発生日時等

出火時刻: 平成19年1月20日18時30分ごろ 覚知時刻: 平成19年1月20日18時35分
鎮圧時刻: 平成19年1月20日19時31分 鎮火時刻: 平成19年1月20日19時36分



3 建物概要等

建物名称: 「カラオケボックス(ビート)」

住 所: 兵庫県宝塚市安倉南2丁目9番12号

建物構造等: 鉄骨造 地上2階建て、

建築面積: 123.57㎡

延べ面積: 218.14㎡(1階118.82㎡、2階99.32㎡)

用途: 消防法施行令別表第一(2)項口 (遊技場)

※ 昭和56年7月確認申請書を提出(延べ面積198.64㎡)、昭和56年10月事業所として建物の使用を開始したが、現況建築物は、無申請で用途変更及び増築、また、平成元年12月頃カラオケ店に変更された模様(消防本部には未届)

4 被害の状況

死者: 3人 ※死因はいずれも一酸化炭素中毒

負傷者: 5人 (重症2、中等症3)

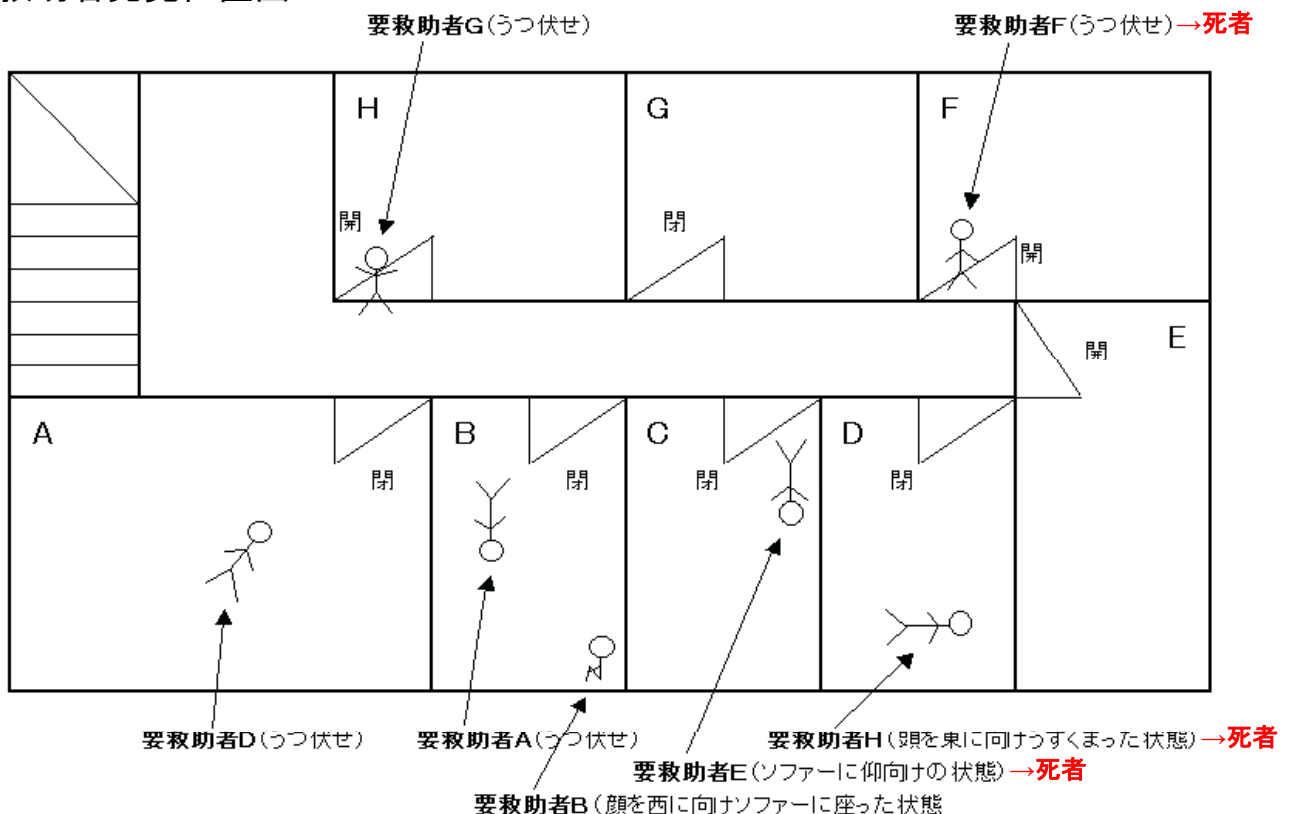
焼損面積: 105.96㎡(半焼)

5 消防法上の主な違反の状況

- 防火管理業務違反 (消防法第8条第1項違反) →防火管理者未選任、消防計画未作成、消防訓練未実施
- 防災物品未使用 (消防法第8条の3第1項違反)
- 消防用設備等設置義務違反 (消防法第17条第1項違反) →消火器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯 など

兵庫県宝塚市カラオケボックス火災の概要

要救助者発見位置図



宝塚市カラオケボックス火災を踏まえた防火安全対策（ポイント）

現状と課題

平成19年1月20日 宝塚カラオケボックス火災

（死者 3名 負傷者 5名 建物概要：鉄骨造2/0 延べ面積218.41㎡）

防音構造の個室が密集した施設形態であること、自動火災報知設備が設置されていないこと等から、火災発生に気づくのが遅れた利用者が被災



<制度的な課題>

カラオケボックスは、火災に気づきにくく、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きいですが、小規模なカラオケボックスには自動火災報知設備の設置が義務づけられていない※。

※ 現行基準：カラオケボックス等の遊技場に対しては、原則として延べ面積300㎡以上(地階・無窓階では床面積100㎡以上)の場合のみ、自動火災報知設備の設置が義務づけ

<営業中のカラオケボックス等における課題>

全国のカラオケボックスに関する防火安全上の再点検の結果、管理面を中心に不備が多く見られるところ。

<予防業務の実施体制上の課題>

消防機関が実地に立入検査等を実施することができる範囲には限界がある現状。

対応の考え方

カラオケボックス等における安全確保のため、次の措置を講ずることが必要

1 カラオケボックス等の危険性に応じた防火安全対策の確保

○すべてのカラオケボックス等*（既存を含む。）に対する自動火災報知設備の設置の義務づけ

* カラオケボックス等：カラオケボックス及び同様の危険性を有する複合カフェ(いわゆるネットカフェ、漫画喫茶等)

- ・ 出火防止の徹底

2 営業中のカラオケボックス等における安全確保

- ・ カラオケボックス等の事業者による自主的な取組みの促進
- ・ 消防機関による違反是正の徹底

3 予防業務の実施体制の充実

- ・ 消防の広域化等による立入検査・違反是正の体制強化
- ・ 立入検査の戦略的な実施等
- ・ 地域の実情に応じた総合的な取組みの推進

小規模施設における防火安全対策(カラオケボックス等)

消防法施行令等の一部改正（平成20年7月2日公布）

主な改正の内容

○消防法施行令（令別表第一、令第21条第1項ほか）

●令別表第一（2）項に新たな細別が設けられた

※新（2）項二：カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

●上記に該当する防火対象物に対して自動火災報知設備の設置が義務付けられた

○消防法施行規則（規則第5条、第24条、第25条の2ほか）

●令別表第一（2）項の総務省令で定めるものとして、複合カフェ（個室や個室に類するスペースを設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオなどが規定された

●カラオケボックス等音響が聞き取りにくい場所においては、騒音により自動火災報知設備又は非常警報設備の警報が聞き取れないことのないよう所要の措置を講ずることとされた

施行期日等

平成20年10月1日施行

（既存施設：設備の種類により平成21年9月30日～平成22年9月30日までの猶予期間あり）

大阪府大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要

1 火災の概要

平成20年10月1日に大阪市浪速区にある桧ビル1階個室ビデオ店「キャッツ」から出火し、店内の個室で仮眠等していた利用者が逃げ遅れ、死者16人、負傷者9人の計16人の死傷者を出す火災が発生したものの。

2 発生日時等

発生時刻:平成20年10月1日 2時50分頃

覚知時刻:平成20年10月1日 2時59分

3 建物概要等

住 所:大阪府大阪市浪速区難波中3丁目3番地23号

建物名称:桧ビル(1階個室ビデオ店において出火)

建物構造:耐火造、地上7階

建築面積:262㎡ 延べ面積:1,318㎡

用 途:複合用途ビル((16)項イ)

6階、7階 居宅(オーナー住宅)

2~5階 事務室、空室((15)項)

1階 個室ビデオ((2)項ニ)

消防同意 昭和48年9月25日

使用開始 昭和49年5月15日

消防用設備等:消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管



4 被害の状況

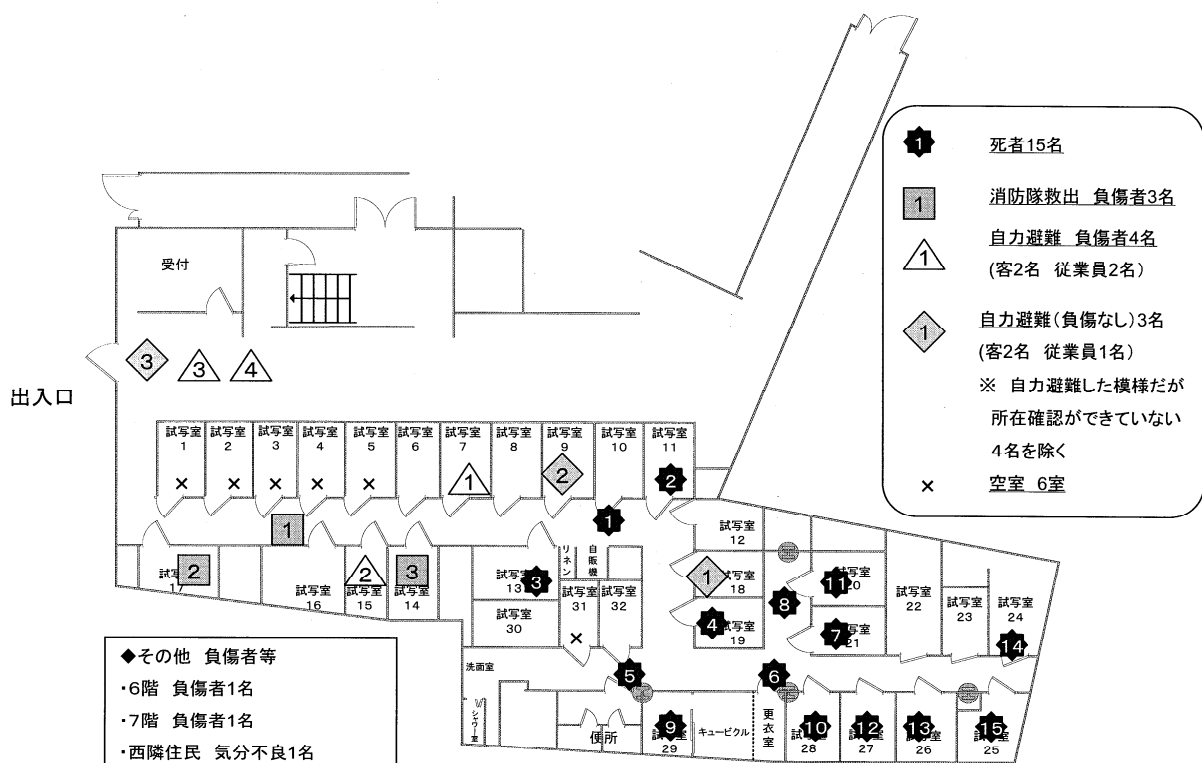
死 者 16人(全て男性客)(30日死者1名を含む) ※死因はいずれも一酸化炭素中毒

負傷者 9人(男性8人(客4人、従業員2人、周辺住民2人)、女性1人(周辺住民))

焼損程度:1階店舗(部分焼(焼損床面積37㎡、焼損表面積57㎡))

大阪府大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要

死傷者発生状況図



大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策（ポイント）

現状と課題

<背景>

平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災を踏まえ、個室ビデオ店等*について、すべて自動火災報知設備の設置を義務づけ、平成20年10月1日から施行。

→平成22年3月31日まで猶予期間が設けられているところ。

*個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ・漫画喫茶、テレホンクラブ等の遊興に供する個室型店舗（令別表第1(2)項ニ）

平成20年10月1日 大阪市浪速区個室ビデオ店火災

（死者15名、負傷者10名（うち1名が10月14日に死亡））

煙が内部で急激に滞留しやすく、通路も狭く複雑で行き止まり構造となっており、防火管理者や店舗従業員による応急活動が適切に行われなかったことから、個室で仮眠等していた利用客が逃げ遅れたもの。

→全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査を実施した結果、消防訓練の未実施など消防法令違反が多数見られる状況。



個室ビデオ店等においては、次のような防火安全上の課題があり、速やかに措置を講じていくことが必要。

- ①火災の早期覚知・伝達（自動火災報知設備の機能を一部強化）
- ②通路の避難障害（煙の中での避難方向の指示、扉の開放による避難障害の除去）
- ③防火管理体制（消防訓練の実施、夜間の応急体制等）
- ④消防機関における立入検査、違反是正等（防火上の不備を是正）

対応の考え方

個室ビデオ店等における安全確保のため、消防法令上の基準の見直しなど、早急に措置を講ずることが必要。

1 火災の早期覚知・伝達手段の確保

- (1) 自動火災報知設備の早期設置の促進
- (2) 個室ビデオ店等に対応した自動火災報知設備の機能等の確保
 - ①感知器の種類について、個室においても煙感知器を設置
 - ②個室でのヘッドホン使用に伴い、火災警報の聞き取りに支障を生じないよう措置（ヘッドホンの音響停止、警報用のベル等の増設等）
 - ③受信機は再鳴動機能付きのものを設置
- (3) 火災の警戒体制の確保（従業者の巡回、防犯カメラの監視等）

2 通路での煙等による避難障害への対策の確保

- ①誘導灯又は蓄光式誘導標識を床又はその近辺に設置
→併せて、利用客に予め避難方法を周知（個室への避難経路図の掲出等）
- ②個室の扉が自動的に閉鎖するよう措置（自動閉鎖装置の設置等）

3 防火管理体制の確保に関する支援促進

平成20年度第2次補正予算等により、下記の支援事業を実施

- ①消防庁において消防訓練マニュアルを作成
- ②消防機関において訓練指導等を行うための人員を支援

4 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化

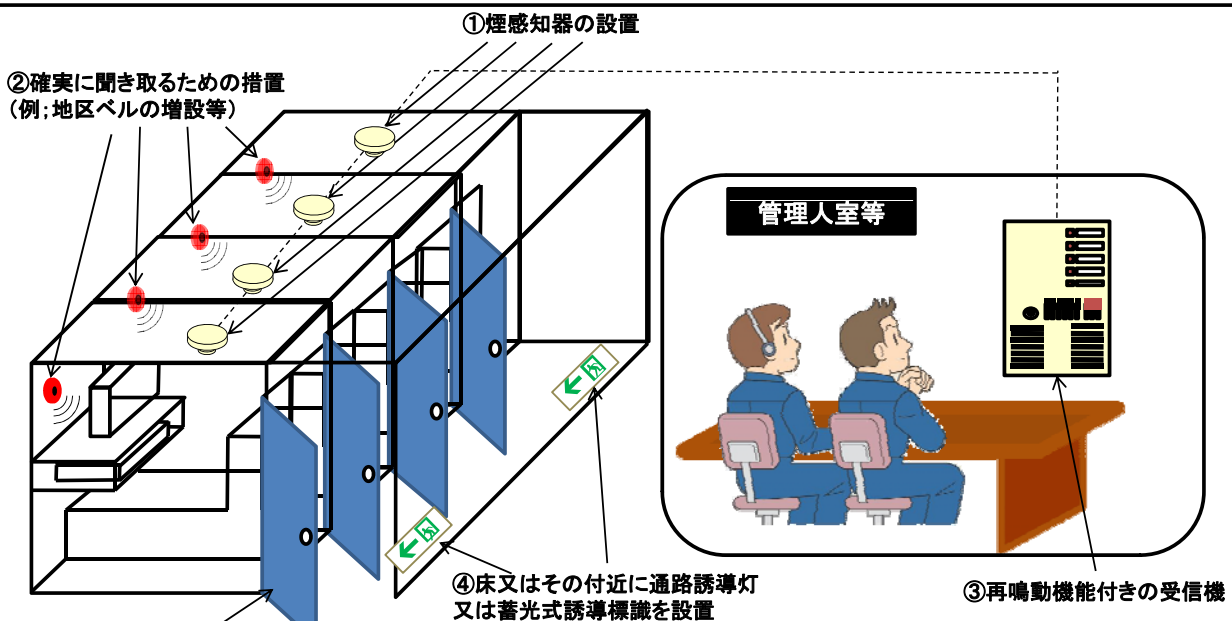
- ①個室ビデオ店等において、立入検査・違反是正を重点的に実施
- ②建築部局など関係行政機関との連携を推進
- ③消防機関において、立入検査等に必要となる体制を積極的に確保

個室型店舗等における防火安全対策

消防法施行規則等の一部改正（平成21年9月30日公布）

個室ビデオ店等について、次のとおり消防用設備等の基準強化を行う。（平成21年12月1日施行（経過措置：平成22年11月30日まで））

- ①個室（その他これに類する施設を含む。以下同じ。）に煙感知器を設置する。
- ②当該部分が存する防火対象物に再鳴動機能を有する受信機を設置する。
- ③ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室について、当該サービスの提供中であっても、地区音響装置及び非常警報設備の警報音が確実に聞き取れるように措置する。
- ④通路誘導灯又は蓄光式誘導標識を廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設ける。



※個室の外開きの戸に対する自動閉鎖の措置については、全国消防長会予防委員会において火災予防条例の一部改正案がとりまとめられ、全国の消防本部に対して周知。

札幌市グループホーム火災の概要

1 発生日時等

発生時刻:平成22年3月13日調査中 覚知時刻:平成22年3月13日2時25分
鎮圧時刻:平成22年3月13日4時04分 鎮火時刻:平成22年3月13日6時03分

2 発生場所

住 所:札幌市北区屯田4条2丁目6番4号
建物名称:グループホームみらいとんでん
用 途:令別表第一(6)項口(認知症高齢者グループホーム)

3 建物概要

構 造:木造 階 数:2階建て 延べ面積:248.43㎡

4 死傷者等

人的被害 死者 7名(男性3名、女性4名、すべて入所者)※1階で5名、2階で2名発見。
負傷者 2名(重症:女性1名(従業員)、軽症:女性1名(入所者))

建物被害 出火建物:全焼、焼損床面積約227㎡ 延焼建物:部分焼1棟(西隣一般住宅)、焼損表面積約24㎡(外壁)



5 火災原因等

1階食堂のストーブ付近から出火・拡大し、各個室で就寝等していた入居者が逃げ遅れた模様(詳細調査中)。

6 消防用設備等の設置状況

消火器具、誘導灯(自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備については、平成21年4月1日施行の改正基準(平成19年政令第179号)により設置対象となっているが、既存施設に係る経過措置期間中(平成24年3月31日まで)であり、未設置)
※住宅用火災警報器(非連動型) 設置済み

7 防火管理の状況

防火管理者:選任済み、消防計画:未届け

8 最新立入検査

平成21年5月18日実施 (指摘事項)・防火管理者 未選任(→平成21年5月22日届出済み)・消防計画 未届け
・消防用設備等の点検報告 未報告

9 消防庁の対応

- 消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員5名を現地派遣
- 各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)を通知し、防火対策の徹底について依頼
- 厚生労働省、国土交通省及び総務省消防庁において「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」発足
- 各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について」(平成22年3月18日付け消防予第131号)を通知し、緊急調査について依頼

小規模施設における防火安全対策(社会福祉施設等)

消防法施行令・施行規則の一部改正(平成19年6月公布、平成21年4月施行)



火災発生後の外観

平成18年1月
「やすらぎの里さくら館」(長崎県大村市)火災
…死者7名、負傷者3名

社会福祉施設等のうち、主として自力避難困難な者が入所するもの(特養ホーム、認知症高齢者GH等)を対象に

消防計画の作成、防火教育・訓練等を行う防火管理者の選任基準 収容人員30人以上 ⇒ **10人以上**に強化

消火器の設置基準 延べ面積150㎡以上 ⇒ **すべての施設**に強化 [経過期間:1年]

簡易なスプリンクラー設備の設置基準 延べ面積1,000㎡以上 ⇒ **275㎡以上**に強化 [経過期間:3年]

特例あり

自動的に火災の発生を知らせる自動火災報知設備の設置基準 延べ面積300㎡以上 ⇒ **すべての施設**に強化 [経過期間:3年]

消防機関に火災の発生を通報する火災報知設備の設置基準 延べ面積500㎡以上 ⇒ **すべての施設**に強化 [経過期間:3年]



スプリンクラー設備の実験の様相

- ・入所者の避難時間を確保
- ・施設職員等が入所者の避難助に専念する環境を整備

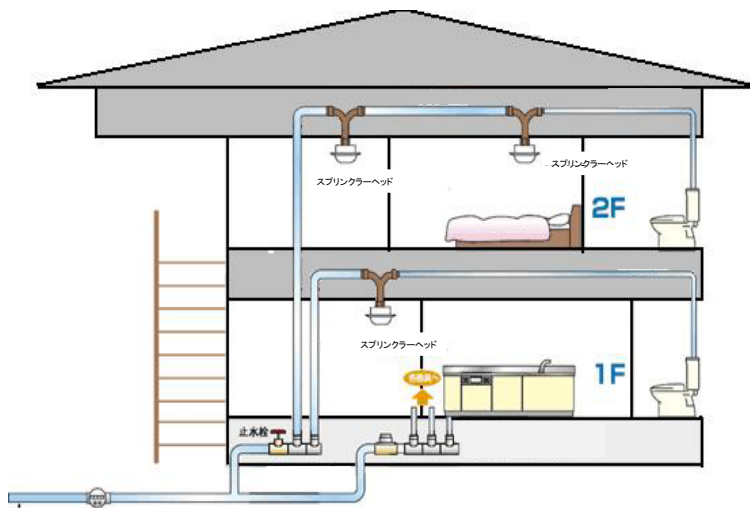
小規模施設における防火安全対策(社会福祉施設等)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備

〔概要〕 配管を水道に連結し、その流水を利用して放水を行うスプリンクラー設備。

(消防法施行令第12条第2項第4号ただし書参照)

〔設置対象〕 消防法施行令別表第1(6)項口(社会福祉施設等のうち、主として自力避難困難な者が入所するもの〔特養ホーム、認知症高齢者GH等〕)に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千㎡未満のもの。



《百貨店等に設置されている従来のものとの違い》

- ・放水圧力、放水量、スプリンクラーヘッドの設置箇所等が軽減されている。
- ・水源の貯留施設(水槽)等の設置を必ずしも要しない。